

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正等の概要

平成28年7月
国土交通省
農林水産省
経済産業省

1. 改正の背景

流通業務の省力化並びに消費者の需要の更なる高度化及び多様化への対応を図るため、流通業務総合効率化事業の要件の変更等を行う「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第36号。以下「法」という。）が平成28年5月13日に公布されたところである。

今般、法の施行について所要の事項を定める必要があること等から「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令」（平成17年政令第298号）、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」（平成17年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）及び「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」（平成17年農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）の一部改正等を行う。

2. 改正の概要

<流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令>

（1）都道府県が処理する事務

一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限り、総合効率化事業の認定、変更認定並びに取消し、特定流通業務施設の確認及び報告徴収についての主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限は当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

（2）権限の委任

- ① 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る総合効率化計画の認定、都道府県知事への意見聴取、変更認定及び取消し並びに報告徴収についての主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限及び認定に際しての道路管理者及び都道府県公安委員会への意見聴取についての国土交通大臣の権限（貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）は地方運輸局長（運輸管理部長を含む。以下同じ。）に委任する。
- ② 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る特定流通業務施設の確認についての主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は地方運輸局長に委任する。
- ③ 一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る総合効率化計画の認定、都道府県知事への意見聴取、変更認定及び取消し並びに報告徴収についての主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限

(港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限り、貨物軌道事業に係るものを除く。)は地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

- ④ 一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る港湾管理者への協議、港湾管理者への認定の通知並びに港湾流通拠点地区の区域の公示及び通知についての国土交通大臣に属する権限は地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
- ⑤ 一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る総合効率化計画の認定、都道府県知事への意見聴取、変更認定及び取消し、特定流通業務施設の確認並びに報告徴収についての主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限(中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。)は経済産業局長に委任する。
- ⑥ 一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係る総合効率化計画の認定、都道府県知事への意見聴取、変更認定及び取消し、特定流通業務施設の確認並びに報告徴収についての主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は地方農政局長に委任する。

(3) その他所要の改正を行う。

<流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則>

(1) 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画の記載する事項として以下の事項を新たに加える。

- ① 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名
- ② 特定流通業務施設の整備の時期
- ③ 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び自動車車庫(以下「輸送拠点」という。)を有する場合にあっては次に掲げる事項
 - イ 当該輸送拠点を設置する者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名
 - ロ 当該輸送拠点の名称及び位置
 - ハ 当該輸送拠点に配置する事業用自動車の数
 - ニ 自動車車庫の位置及び収容能力
 - ホ 当該輸送拠点の業務内容

(2) 特定流通業務施設の基準を以下のとおり改める。

- ① 卸売市場

必要となる設備要件を自動仕分装置、自動運搬装置、ターレット式構内運搬自動車、自動化保管装置のいずれかを有するものであることとしているところ、以下のいずれかのものを有するものであることと改める。

 - イ 輸送拠点
 - ロ トラック予約受付システム
 - ハ ターレット式構内運搬自動車
 - ニ 大型車対応荷さばき・転回場(特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所

であって、その前面に奥行き15メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。)

ホ 全面バース（当該特定流通業務施設の一の壁面全体を最大限活用して設けられているトラック用バースのことを言う。以下同じ。)

② 営業倉庫

イ 営業倉庫の種別に関わりなく、以下の変更を行うこととする。

i) 当該特定流通業務施設の構造が、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であることを新たに求める。

ii) 貨物保管場所管理システムを有することを新たに求める。

iii) 大型車対応荷さばき・転回場を有することを新たに求める。

ロ 貯蔵槽倉庫について以下の変更を行う。

i) 容積要件を五千立方メートル以上から六千立方メートル以上に改める。

ii) くん蒸ガス循環装置を有することを新たに求める。

iii) 一定のくん蒸ガス保有力を有することを新たに求める。

iv) 輸送拠点、トラック予約受付システム又は貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物を搬出するための自動搬送装置（特定搬出用自動運搬装置）のいずれかを有することを新たに求める。

ハ 冷蔵倉庫について以下の変更を行う。

i) 全面バースを有することを新たに求める。

ii) 強制送風式冷蔵装置を有すること新たに求める。

iii) 輸送拠点又はトラック予約受付システムのいずれかを有することを新たに求める。

ニ 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫について以下の変更を行う。

i) 最大積載荷重二トン以上のエレベータを有することを新たに求める（多階建のものに限り、ランプウェイ構造を有する場合を除く。）。

ii) 全面バースを有することを新たに求める。

iii) 輸送拠点又はトラック予約受付システムのいずれかを有することを新たに求める。

③ 中小企業流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設及びその他の特定流通業務施設

必要となる設備要件を自動仕分装置、自動運搬装置、搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システムのいずれかを有するものであることとしているところ、以下のいずれかのものを有するものであることと改める。

イ 輸送拠点

ロ トラック予約受付システム

ハ 大型車対応荷さばき・転回場

ニ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動搬送装置

ホ 全面バース

- (3) 総合効率化計画の認定の申請に係る規定について以下のとおり改める。
- ① 申請書に記載する事項として流通業務総合効率化事業の実施区域を新たに加える。
 - ② 特定流通業務施設を整備する場合にあっては、法第4条第3項各号に掲げる事項を申請書に記載することができることとする。
 - ③ 申請書の記載事項を確認するために必要な添付書類を新たに求めることとする。
 - ④ 総合効率化計画の認定の申請書を提出する場合には以下の場合ごとに以下の地方支分部局の長又は都道府県知事に提出することとする。
 - イ 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設を整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業 地方整備局長又は北海道開発局長
 - ロ 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業（イに掲げるものを除く。） 地方運輸局長
 - ハ 食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（イ及びロに掲げるものを除く。） 地方農政局長
 - ニ 中小企業流通業務総合効率化事業（一の都道府県の管轄区域内のみで実施されるものに限り、イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 都道府県知事
 - ホ イからニまでに掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 経済産業局長
- (4) 総合効率化計画の変更認定の申請に係る規定について以下のとおり改める。
- ① 総合効率化計画の変更認定の申請書を提出する場合には（3）③に定める場合ごとに（3）③で定める地方支分部局の長又は都道府県知事に提出することとする。
 - ② 申請書の記載事項を確認するために必要な添付書類を新たに求めることとする。
- (5) 特定流通業務施設の確認の申請に係る規定について以下のとおり改める。
- ① 申請書に記載する事項として以下の事項を新たに加えることとする。
 - i) 流通業務総合効率化事業の実施区域
 - ii) 法第4条第3項各号に掲げる事項
 - ② 特定流通業務施設の確認の申請書を提出する場合には、以下の特定流通業務施設の区分に応じ、以下の地方支分部局の長又は都道府県知事に提出することとする。
 - i) 卸売市場 地方農政局長
 - ii) 営業倉庫 地方運輸局長
 - iii) 中小企業流通業務総合効率化事業（一の都道府県の管轄区域内のみにおいて実施されるものに限る。）の用に供するもの（i）及びii）に掲げるものを除く。） 都道府県知事
 - iv) 中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの（i）、ii）及びiii）に掲げるものを除く。） 経済産業局長
 - v) i) からiv) に掲げるもの以外の流通業務施設 地方運輸局長
- (6) 認定及び変更認定の際に、貨物自動車運送事業法、海上運送法、鉄道事業法、軌道法、自動車ターミナル法の許可等を受けたものみなすこととされる特例が適用となる際には、当該法令によって許可等を得る際に求められるものと同様の必要事項を申請書に

記載し、添付書類を申請書に添付した上で申請することを新たに求めることとする。

(7) その他所要の改正を行う。

<流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針>

基本方針に定める主な事項は以下のとおりである。

(1) 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

流通業務の総合化及び効率化の意義として、我が国経済の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化を支える物流分野の労働力不足に対応するため、限られた労働力でも物流機能を維持するものであること、併せて二酸化炭素排出量削減にも寄与するものであることを定める。

流通業務の総合化及び効率化の目標を、トラック走行量の削減、手待ち時間の削減、鉄道・船舶の貨物輸送量の増加とする。

(2) 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

① 基本的な考え方に関する事項

イ 実施主体

実施主体となり得る者は、民間事業者のみならず、地方公共団体等公的セクターも対象となることを定める。また、「二以上の者の連携」については、法人格の異なる者の連携が必要であることとする。

ロ 流通業務の総合化

流通業務の「総合化」は、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこととする。

ハ 流通業務の効率化

流通業務の「効率化」は、輸送網の集約やモーダルシフト、輸配送共同化等によって輸送の合理化を図ることとする。

ニ 流通業務総合効率化事業の評価

流通業務総合効率化事業は、定量的に算出された二酸化炭素排出削減量、トラックの走行量削減量、手待ち時間削減量等により、環境負荷の低減及び省力化に係る評価がされるものとする。

② 特定流通業務施設

特定流通業務施設の整備を行う流通業務総合効率化事業は、輸送網の集約によりトラック走行量の削減を行うとともに、輸送円滑化措置を講じることで、トラックの空車回送・手待ち時間を削減するものとする。

(3) 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項として、以下の事項を定める。

- ・流通業務総合効率化事業に参加する者の意思の統一
- ・事業実施に必要な各事業法の許可等
- ・事業実施に必要な資金の確保

- ・情報処理システム及び先進的技術の活用
- ・物流機器等の統一
- ・重要業績評価指標（KPI）の導入の推奨
- ・専門化等からノウハウの提供を受けること及び人材育成の推奨

（４）港湾流通拠点地区に関する事項

港湾流通拠点地区の指定要件として、コンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が国民経済上重要であること、コンテナを扱う係留施設に近接していること、特定流通業務施設の用に供する土地の確保が容易であること等を定める。

（５）中小企業者の実施する流通業務総合効率化事業

中小企業者が流通業務総合効率化事業を実施する際の留意点として、長期的な視野に立った運営方針、運営計画の作成に努めること、状況に応じて重点的に取り組む流通業務に段階を設けること等を定める。

（６）その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項として以下の事項を定める。

- ・取引の相手方の理解と協力
- ・商慣行の改善（物流に係るコスト及び取引契約の書面化等の取引条件の明確化等。）
- ・就業環境の整備等
- ・関連事業との連携（地域公共交通との連携等。）
- ・国及び地方公共団体の役割（国は、流通業務総合効率化事業の全国への普及活動や計画策定への支援を行うこと、地方公共団体は、流通業務総合効率化事業へ積極的に協力をすることが望ましいこと。）
- ・災害対応力の強化
- ・食の安全と消費者の信頼の確保
- ・交通量の集中等による影響への配慮
- ・独占禁止法の遵守
- ・その他関係法令の遵守（物流事業者の事業の正常な運営の確保、道路交通法規の遵守等。）

（７）その他所要の事項を定める。

＜特定流通業務施設の設備の基準を定める告示＞

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則に規定する特定流通業務施設の基準における主務大臣の定める基準として、以下のとおり定める。

（１）トラック予約受付システム

映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

(2) 搬入用自動運搬装置

荷揚げ能力が毎時三百トン以上のもののうち、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。以下同じ。）を有するものに限るものとする。

(3) 搬出用自動運搬装置

自動検量装置を有するものに限るものとする。

(4) くん蒸ガス循環装置

臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものに限るものとする。

(5) くん蒸ガス保有力

くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。）が五十五パーセント以上であることとする。

(6) 特定搬出用自動運搬装置

搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置を有するものに限るものとする。

(7) 強制送風式冷蔵装置

圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限るものとする。